

放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

- 1 関係政令について所要の規定の整備をする。(本則関係)
- 2 この政令は、放送法の一部を改正する法律(令和六年法律第三十六号)の施行の日(令和七年十月一日)から施行する。(附則関係)